

第1期和水町教育振興基本計画策定に係るパブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第1期和水町教育振興基本計画の策定に当たり、当該計画の意思形成過程における町民参画の促進を図り、もって町民との協働による町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、第1期和水町教育振興基本計画を策定する過程において当該計画の案（以下「計画案」という。）を公表し、町民等からの意見の提出を求め、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本町の区域内に住所を有する者
- (2) 本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- (3) 本町の区域内の事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 本町に対して納税義務を有する個人及び法人
- (5) 本手続きに関する事案に利害関係を有する個人、法人及びその他の団体

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる計画は、「第1期和水町教育振興基本計画」とする。

(公表の方法)

第4条 計画案は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
 - (2) 総務課及び教育委員会事務局
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める方法
- 2 町長は、本手続を実施する旨を町民等に周知するものとする。
- 3 町長は、公表する内容が相当量に及ぶ場合は、概要の公表にかえることができるものとし、公表資料全体の入手方法を明示するものとする。

(意見の提出方法)

第5条 意見の提出は、書面（別記様式）により行うものとする。

- 2 意見を提出するものは、住所、氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者等の意見者の氏名）及び電話番号等を明らかにするものとする。

(意見の提出期間)

第6条 意見の提出期間は、令和8年2月16日から令和8年3月6日までとする。

(意見等の取扱い)

第7条 町長は、提出された意見等を考慮して計画の意思決定を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定により当該計画についての意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することが不適切であると認めるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見又はその概要
- (2) 提出された意見等に対する町長の考え方
- (3) 計画案を修正したときは、その修正内容

3 提出された意見等に対して個々に回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町長の考え方をまとめて公表するものとする。

4 前2項の規定による公表は、第4条第1項に掲げる方法により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月16日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1期和水町教育振興基本計画

意見書

提出日：令和8年 月 日

氏名 (法人・団体の場合は その名称を併記)	(ふりがな)
住所 (法人・団体の場合は 事務所等の所在地)	〒 一
連絡先	電話： FAX： 電子メール：
町外に居住する方 (該当事項に✓)	<input type="checkbox"/> 町内の就業者 <input type="checkbox"/> 本町の納税義務者 <input type="checkbox"/> 本計画の利害関係者
【意見の内容】※意見に関する計画（案）の該当ページなどを表記のうえ、意見をご記入ください。	

(注意)

氏名及び住所等の記載がない場合は、パブリックコメントとして扱わない場合があります。